

南小国町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27年 12月

(令和 7年 12月改定)

南小国町通学路安全推進協議会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「南小国町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し、策定しました。

- ・各小学校、中学校
- ・各学校 P T A
- ・南小国町教育委員会
- ・熊本県阿蘇地域振興局土木部
- ・南小国町建設課
- ・小国警察署
- ・南小国町総務課

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施して危険箇所等を確認するとともに、対策の検討を行います。また、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 定期的な合同点検・対策の検討 (Plan)

○合同点検の実施時期等

- ・町内の各小学校、中学校を1年に1回、合同点検を実施します。
- ・効率的かつ効果的に合同点検を行うため、必要に応じて通学路安全推進協議会において重点課題等を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校関係者、教育委員会、道路管理者（県・町）、警察等の参加により実施します。

○対策の検討

- ・合同点検の結果により確認された対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施内容を検討します。

（3）対策の実施（Do）

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（4）対策効果の把握（Check）

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、現地の実測や関係者への聞き取り調査などを行い、対策効果の把握を実施します。

（5）対策の改善・充実（Action）

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

改定履歴

	改定等年月	履歴	内 容
1	平成 27 年 12 月	策定	-
2	平成 31 年 3 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
3	令和 3 年 3 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
4	令和 3 年 9 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
5	令和 4 年 3 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
6	令和 4 年 10 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
7	令和 5 年 11 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
8	令和 6 年 2 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
9	令和 7 年 3 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
10	令和 7 年 5 月	改定	対策一覧表、対策箇所図
11	令和 7 年 12 月	改定	対策一覧表、対策箇所図